

所有権移転ファイナンス・リース解除物件の除却処理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>成人病センターの所有権移転ファイナンス・リース取引による固定資産2件について、リース契約が終了した旨のリース契約解除報告をもって、当該資産の除却処理を行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 604 1472 905"> <thead> <tr> <th>リース物件名</th> <th>取得価額</th> <th>リース開始年月日</th> <th>リース解除年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内視鏡用Cアーム型X線装置撮影装置</td> <td>41,444千円</td> <td>平成22年2月1日</td> <td>平成27年1月31日</td> </tr> <tr> <td>平面検出器(FPD)搭載型X線透視撮影装置</td> <td>31,196千円</td> <td>平成22年1月1日</td> <td>平成26年12月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 所有権移転ファイナンス・リース取引により資産計上されている固定資産は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理が行われる。</p>	リース物件名	取得価額	リース開始年月日	リース解除年月日	内視鏡用Cアーム型X線装置撮影装置	41,444千円	平成22年2月1日	平成27年1月31日	平面検出器(FPD)搭載型X線透視撮影装置	31,196千円	平成22年1月1日	平成26年12月31日	<p>適正な固定資産管理を行うため、資産の再登録を行うとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方独立行政法人会計基準】 第29 リース資産の会計処理 リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、一定の期間の経過を業務の進行とみなして運営費交付金等債務を収益化する場合を除き、当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額等を財務諸表に注記する。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理規程】 (売却又は譲渡) 第16条 固定資産を売却することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 一 修繕若しくは改造が不可能なとき又は修繕若しくは改造に要する費用が当該資産に相当する資産の取得等に要する費用より高価であると認められるとき。 二 使用年数の経過、能力低下、陳腐化等により新たな固定資産を取得した方が有利であると認められるとき。 三 その他業務にあたり当該固定資産を必要としなくなったとき。 (除却) 第17条 固定資産を除却することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。 一 災害又は盗難等により滅失したとき。 二 前条第1項第1号から第3号までによる売却ができないとき。</p>	<p>誤って除却処理したリース資産について、平成27年度決算整理において、資産台帳への再登録を行った。</p> <p>監査結果を病院機構内で周知して注意喚起するとともに、リースの取引内容が確認できるよう、資産の取得、処分に係る報告書類の様式変更を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
リース物件名	取得価額	リース開始年月日	リース解除年月日												
内視鏡用Cアーム型X線装置撮影装置	41,444千円	平成22年2月1日	平成27年1月31日												
平面検出器(FPD)搭載型X線透視撮影装置	31,196千円	平成22年1月1日	平成26年12月31日												

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）